

消防危第49号
令和5年3月3日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公印省略)

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件の施行について

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(令和5年総務省告示第52号)が本日公布、施行されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正内容に関する事項

1 コーティング材料について

日本産業規格の改正に伴い、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年自治省告示第99号。以下「告示」という。)第3条の2第1号に定める地下配管のコーティング材料の規格の名称を、「日本産業規格G3469「ポリエチレン被覆鋼管」」から、「日本産業規格G3477-1「ポリエチレン被覆鋼管-第1部:外面三層ポリエチレン押出被覆鋼管」、日本産業規格G3477-2「ポリエチレン被覆鋼管-第2部:外面ポリエチレン押出被覆鋼管」若しくは日本産業規格G3477-3「ポリエチレン被覆鋼管-第3部:外面ポリエチレン粉体被覆鋼管」」に改めること。

2 コーティングの方法について

告示第3条の2第2号に定める地下配管のコーティングの方法を、「コーティングの厚さが配管の外表面から1.5ミリメートル以上であり、かつ、コーティング材料が配管の外表面に密着している方法」から、「日本産業規格G3477-1「ポリエチレン被覆鋼管-第1部：外面三層ポリエチレン押出被覆鋼管」、日本産業規格G3477-2「ポリエチレン被覆鋼管-第2部：外面ポリエチレン押出被覆鋼管」若しくは日本産業規格G3477-3「ポリエチレン被覆鋼管-第3部：外面ポリエチレン粉体被覆鋼管」に定める方法」に改めること。

第二 施行期日に関する事項（改正告示附則第1項関係）

改正告示は、公布の日から施行すること。

第三 経過措置に関する事項（改正告示附則第2項関係）

この告示の施行の際、現に消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所の設備で、この告示の施行の際現に存するもののうち、この告示による改正後の告示第3条の2に定める技術上の基準に適合しないものの設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例によること。

(連絡先)

消防庁危険物保安室

担当：竹村、伊藤

TEL：03-5253-7524

E-mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

○総務省告示第五十二号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第十三条の四の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(地下配管のコーティング)</p> <p>第三条の二 規則第十三条の四の規定により地下配管にコーティングを行う場合においては、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>一 コーティング材料は、日本産業規格G三四七七―一「ポリエチレン被覆鋼管―第一部…外面三層ポリエチレン押出被覆鋼管」、日本産業規格G三四七七―二「ポリエチレン被覆鋼管―第二部…外面ポリエチレン押出被覆鋼管」若しくは日本産業規格G三四七七―三「ポリエチレン被覆鋼管―第三部…外面ポリエチレン粉体被覆鋼管」に定めるポリエチレン又はこれらと同等以上の防食効果を有するものを用いること。</p> <p>二 コーティングの方法は、日本産業規格G三四七七―一「ポリエチレン被覆鋼管―第一部…外面三層ポリエチレン押出被覆鋼管」、日本産業規格G三四七七―二「ポリエチレン被覆鋼管―第二部…外面ポリエチレン押出被覆鋼管」若しくは日本産業規格G三四七七―三「ポリエチレン被覆鋼管―第三部…外面ポリエチレン粉体被覆鋼管」に定める方法又はこれらと同等以上の防食効果を有する方法とすること。</p>
改正前	<p>(地下配管のコーティング)</p> <p>第三条の二 「同上」</p> <p>一 コーティング材料は、日本産業規格G三四六九「ポリエチレン被覆鋼管」に定めるポリエチレン又はこれと同等以上の防食効果を有するものを用いること。</p> <p>二 コーティングの方法は、コーティングの厚さが配管の外面から一・五ミリメートル以上であり、かつ、コーティング材料が配管の外面に密着している方法又はこれと同等以上の防食効果を有する方法とすること。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所の設備で、この告示の施行の際現に存するものうち、この告示による改正後の危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第三条の二に定める技術上の基準に適合しないものの設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。